

## アメリカにおける合併税務の新たな展開

鈴木孝一

### はじめに

アメリカにおいて、非課税の取得組織変更の形態には4つがある。タイプ A, B, C, D 組織変更である。内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第368条(a)(1)の(A)から(D)までに規定されていることからこのように呼ばれている。このうち、タイプ A 組織変更は制定法に基づく吸収合併ないし新設合併をいう (§368(a)(1)(A))。このタイプ A 組織変更には、取得会社の親会社の株式を取得対価とする合併も含まれる。三角合併 (§368(a)(2)(D)) と逆三角合併 (§368(a)(2)(E)) がそれである(注1)。

いずれの合併も制定法に基づくことが非課税の要件である。ここに制定法に基づくとは、取引がアメリカ合衆国、州、属領、若しくはコロンビア特別区の会社法に基づいて有効なものでなければならないことを意味する(2006年1月に改正される前の内国歳入法施行規則 (Income Tax Regulations) §1.368-2 (b)(1) (i)、以下旧規則という)。したがって、外国法に基づく吸収合併ないし新設合併は、非課税にならなかった。

それゆえ、外国法人の米国株主は、その外国法人が外国法に基づいて合併を行うときは、その取引がタイプ A 組織変更以外の他の取得組織変更該当し

ない限り課税された。

しかし、タイプ A 組織変更以外のタイプ B 組織変更やタイプ C 組織変更の取得の組織変更においては、その適用要件が厳格であり、それを満たすことは容易でない。そのため、米国法に基づく合併であればタイプ A 組織変更として非課税であったはずの取引が、外国法に基づく合併であるため、非課税組織変更のいずれの取引形態にも該当せず、課税取引になった。

ところが、内国歳入庁 (Internal Revenue Service, 以下 IRS という。) は、2006年 1 月に、それまでのタイプ A 組織変更に関する解釈を変更して、外国法に基づく吸収合併ないし新設合併を制定法による吸収合併ないし新設合併の定義に含めることにした (内国歳入法施行規則 (Income Tax Regulations) §1.368-2(b)(1)(ii), Internal Revenue Bulletin 2006-7, February 13, 2006, 以下新規則という。)。この改正の背景には、多数の国が、米国の吸収合併ないし新設合併と重要な点で類似する法令を有しているという認識がある (新規則の前文 背景参照)。内国歳入法が §368(a)(1) に掲げる組織変更取引を非課税にしたのは、取引後においても株主の持分が継続する資産の移転を、単なる資産の売却取引と区別することにあつたはずである。そうであるなら、米国の会社法と同じ法律効果をもつ外国法に準拠した合併取引をこの定義から除外するのはその目的に合致しないことになる。

新規則では、連邦所得税法上その存在が無視される事業体 (disregarded entity、以下、DRE と略す。) を当事者とする合併取引がタイプ A 組織変更にあつたかどうかの問題も取り扱うが、本稿では、外国法人の合併取引がタイプ A 組織変更にあつたかどうかの問題に絞って論述する。そこで、最初に、旧規則のもとにおける従来の取扱いの問題点を指摘する。次いで、新規則がタイプ A 組織変更に含まれる合併取引の機能的定義、すなわち法律の規定による合併取引の効果を明らかにする。そして最後に、従来は非課税組織変更にあつたしなかった取引が、新規則のもとではタイプ A 組織変更にあつたことを説明する。

## 1. 従来の取扱いの問題点

タイプ A 組織変更は、取得対価の要件が特に定められていないので、取得対価が取得会社の議決権株式またはその親会社の議決権株式に限定されるタイプ B 組織変更（議決権株式と議決権株式の交換）やタイプ C 組織変更（議決権株式と資産の実質的に全部との交換）と比較すると、利用しやすいタイプの組織変更である。

しかし、タイプ A 組織変更には、外国法に基づく合併は含まれないので、旧規則のもとでは、次のいずれかの組織変更該当しないかぎり、外国法人の合併は非課税にならない。

### ①タイプ B 組織変更

これは、取得会社の議決権株式との交換による売却会社の議決権株式の取得をいう（§368(a)(1)(B)）。取得会社の議決権株式以外の交換差金の交付は認められない。したがって、当事者のいずれかが、その取引で議決権株式以外の金銭を受け取ると、この要件を満たさない。

また、取得会社は組織変更の直後において売却会社を支配しなければならない。すなわち、売却会社の議決権株式の議決権総数の80%以上でかつ、その他の種類の株式総数の80%以上を取得することが必要である（§368(c)）。

### ②タイプ C 組織変更

これは、取得会社の議決権株式による売却会社の資産の実質的に全部の取得をいう（§368(a)(1)(C)）。売却会社の資産の実質的に全部とは、売却会社の総資産の70%以上、かつ、売却会社の純資産の80%以上をいう（Rev. Proc.77-37）。タイプ B 組織変更と異なり、取得対価の20%まで交換差金の交付が認められる（§368(a)(2)(C)）。

しかし、取得対価のこの緩和要件を満たすのは現実においては稀である。それは次の理由による（Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles

[2005]、p.885 fn.37)。

取得会社が売却会社の債務を引き継いだ場合には、他に交換差金が必要であれば、この引き継いだ債務を無視して取得会社の議決権株式のみが交付されたものとみなされるが (§368(a)(1)(C))、取得会社が一部でも交換差金を交付している場合には、引き継いだ売却会社の債務も20%の交換差金の判定に含まれる (§368(a)(2)(B))。この取扱いのために、ほとんどの場合において、交換差金は取得対価の20%を超えることになる。

### ③タイプ D 組織変更

これは、売却会社の資産の全部又は一部を取得会社に譲渡し、売却会社又はその株主ないしはその両者が取得会社を支配する取引をいう (§368(a)(1)(D))。

ここでいう支配とは、取得会社の議決権株式の議決権総数の50%以上、又は取得会社のすべての種類の価値総額の50%以上を所有することをいう (§304(c))。

したがって、売却会社の株主が取得会社の少額な持分しか取得しない一般的な合併の場合には、このタイプ D 組織変更の要件を満たさない (Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles [2005]、p.885 fn.38)。

結局、外国法人の合併が、タイプ A 組織変更以外の取得組織変更に該当する可能性はあるにしても、その期待は当事者にとって気休めにもならない (Steven A. Bank [2001], pp.558) というのが現実である。

#### 事例1 組織変更とならない合体 (fusion)

TはM国の事業体 (entity) であり、連邦所得税法上、法人として扱われる。米国法人であるUがTの発行済み株式の全部を所有している。M国の法令に基づいて行われた合体取引で、Tは資産の全部をP (連邦所得税法上は法人として扱われる M 国の事業体) に譲渡し、解散する。Uは対価としてP株式と金銭を受領する。金銭はその取引でPが支払った対価の50%であり、株式はPの持分の5%になる。

この取引が、デラウエア州の法令に基づいて行われたならばタイプ A 組織変更に該当する。しかし、旧規則では、この取引はタイプ A 組織変更に該当しない。なぜなら、その取引は米国法に基づくものでないからである。また、その取引は、交換差金の金額が対価の総額の20%を超えるので、タイプ C 組織変更に該当しない。さらに、その取引は、取引直後において U が P を支配していないので、タイプ D 組織変更にも該当しない (Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles [2005], p.886)。

## 事例 2 三角合併 (triangular merger)

米国法人である P は、M 国の事業体であり連邦所得税法上は法人とみなされる S の発行済み株式の全部を所有している。T は M 国の事業体であり連邦所得税法上は法人とみなされるが、多数の米国株主がいる。M 国の法令に基づいて行われた取引で、T はその資産を S に譲渡して解散する。T の株主は対価として金銭と P 株式を受け取る。金銭はその取引で S が支払った対価の50%であり、株式は P の持分の5%になる。

この取引が、デラウエア州の法令に基づいて行われたならばタイプ A 組織変更に該当する。しかし、旧規則では、この取引は三角合併に該当しない。なぜなら、その取引は米国法に基づくものでないからである。そのため、米国で非課税の取り扱いを受けるにはその取引は、タイプ C 組織変更かタイプ D 組織変更のいずれかの要件を満たさなければならない。しかし、その取引は、対価として支払われた金銭の額が多いため、タイプ C 組織変更にもタイプ D 組織変更にも該当しない (Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles [2005], pp.886-887)。

上記 2 つの事例において、外国法に基づく外国法人の合併が、組織変更の他の基本要件、すなわち、事業目的の要件、持分の継続性の要件、事業継続性の要件等 (注 2) を満たすことを前提に、タイプ A 組織変更に該当することにな

れば、米国法人 U（事例 1）と T の米国株主（事例 2）は、それぞれ非課税規定の適用を受けることができる。米国株主の課税が回避できれば、当事者間における合併取引の交渉も円滑に進むことになり、取引に係る時間と費用を大いに節減することができる（Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles [2005], p.886）。

## 2. 新規則における用語の定義

タイプ A 組織変更は、取引が分割的であってはならない（non-divisive）（John K. McNulty [2004], p.214）。分割的取引が非課税になるのは§355の要件（スピントフ等）を満たす場合に限られる（Boris I. Bittker and Lawrence Lokken [2005], p.S94-6）。然るに、一部の州会社法で、売却会社が合併後も存続を認められるようになり（たとえばテキサス州、Reginald Mombrun and Gail Levin Richmond [2006], p.206）、州会社法に準拠した合併取引が必ずしもタイプ A 組織変更に該当するとは言いがたくなった。また、州法で LLC が認められると、100%所有の LLC（後述の定義により、DRE である。）を当事者とする合併が、タイプ A 組織変更に該当するかどうか問題となった。IRS は、州会社法に基づく 100%所有のパス・スルー事業体との合併により、連邦所得税が回避されるのを危惧したのである（Robert A. Rizzi [2001], p.23）。このような法制の変更および多様な事業体の出現に対応するため、新規則ではタイプ A 組織変更の定義を以下のように改めた。

### (1) 当事者の定義

新規則における合併当事者の用語の定義は次のとおりである。

#### 1) 連邦所得税法上その存在が無視される事業体（DRE）

DRE とは、連邦所得税法上その所有者と別個の組織体（entity）とはみなされない事業体（§301.7701-2(a)で定義する。）である。DRE の例としては、連邦所

得税法上法人となることを選択できない国内の単独メンバー LLC (a domestic single member limited liability company) 等が挙げられる (注3)。

2) 結合事業体 (Combining entity)

結合事業体とは、DRE 以外の法人 (§301.7701-2(b)で定義する。) である事業体をいう (§1.368-2 (b)(1)(i)(B))。

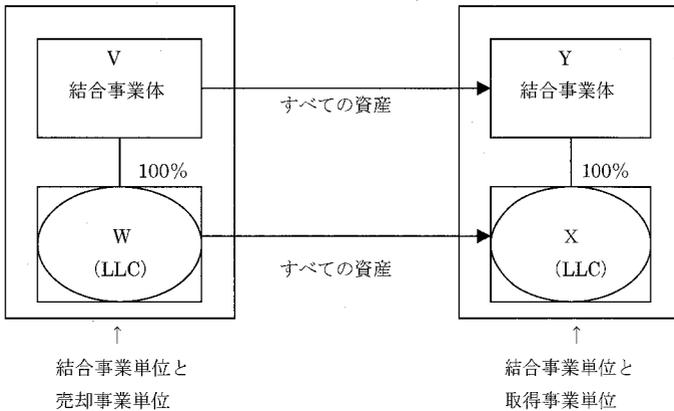
3) 結合事業単位 (Combining unit)

結合事業単位とは結合事業体と、その資産が連邦所得税法上、当該結合事業体によって所有されているとみなされる DRE からなる (§1.368-2 (b)(1)(i)(C))。

なお、次の(2)の定義及び以下の事例では、取得側の結合事業体とそれが所有する DRE のグループを取得事業単位 (transferee unit)、また、売却側の結合事業体とそれが所有する DRE のグループを売却事業単位 (transferor unit) という。

以上の定義を図解すれば次のようになる。

図表 1 合併当事者の定義



(注) V と Y は連邦所得税法上法人とみなされる。また、W と X は DRE である (Gregg D.Lemein、Stewart R.Liples, and John D.McDonald [2006]、p.8 を一部修正)。

## (2) 制定法による吸収合併及び新設合併の定義

§368(a)(1)(A) の規定における制定法による吸収合併ないし新設合併とは、吸収合併ないし新設合併が有効となる諸法令 (the statute or statutes) に準拠した取引をいい、その取引と同時に、当該諸法令の規定により次の結果がもたらされるものをいう (§1.368-2 (b)(1)(ii))。

1) 一方の1以上の結合事業単位の各メンバー (売却事業単位) のすべての資産 (その取引で分配されるものを除く。) 及び負債 (その取引で返済されるものや履行されるもの (discharged)、ないしその取引で分配された資産が担保に供されている遡求しない債務 (nonrecourse liabilities) を除く。) が、他方の結合事業単位の1以上のメンバー (取得事業単位) の資産及び負債になる。

2) 売却事業単位の結合事業体は、実際にその法的存在が消滅する。

タイプ A 組織変更における資産の全部の要件と他の組織変更 (タイプ C 組織変更、タイプ D 組織変更 - 筆者注) における実質的に全部の要件には大きな違いがある。資産の全部という場合には、売却事業単位が合併直前に保有していた資産の全部を譲渡する限り、(組織変更) に先立って売却会社が資産の一部を (筆者注) 処分し、その代金を分配することが認められる (Gregg D.Lemlein, Stewart R.Lipeles, and John D.McDonald [2006], p.9)。

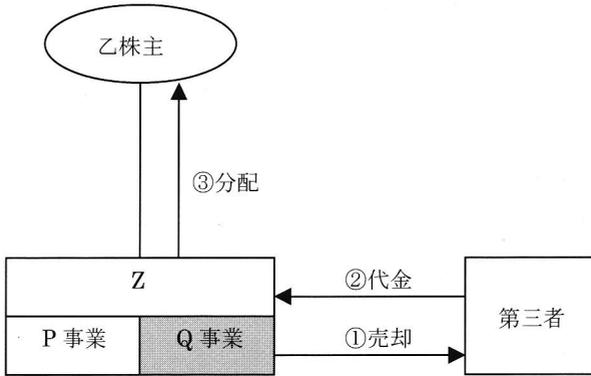
しかるに、資産の実質的に全部が要件とされる場合には、取引に先立つ資産の譲渡があると、取引時点における資産の全部を譲渡したとしても、その取引単独で実質的に全部の資産を譲渡したことにはならない。そのため、取引に先立ち、資産の一部を譲渡すると、資産の実質的に全部の要件に抵触する可能性がある。

事例 3 合併取引に先立つ分配

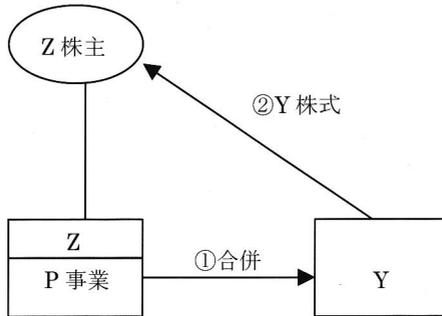
(i) 事実

図表 2 合併取引に先立つ資産の処分と分配

ステップ 1



ステップ 2



ZはP事業とQ事業の2つの異なる事業を行っている。2つの事業の資産価値はそれぞれ50%である。一つの計画に基づき、Zは課税取引でZとY（合併法人）に無関係な第三者に金銭でQ事業を売却する。その売却収入はZ株主に

平等に分配される。ついで W 州の法令に基づき、Z は Y に吸収合併される。この法令によれば、P 事業に関連する資産と負債の全部が、Y の資産と負債になり、Z は実際に消滅する。吸収合併で、Z 株主は Z 株式と Y 株式を交換する。Z と Y はいずれも連邦所得税法上の法人に該当する。

(ii) 検討

この取引はタイプ A 組織変更の要件を満たす。ただし、その取引は W 州の法令に準拠しており、取引の結果次のとおりとなるからである。すなわち、売却事業単位の唯一の結合事業体である Z のすべての資産と負債は、結合事業単位であり取得事業単位の唯一のメンバーである Y の資産と負債になる。かつ、Z の法的存在は実際に消滅する。それゆえ、この取引は§368(a)(1)(A)に定義する制定法による吸収合併または新設合併に該当する (§1.368-2(b)(1) (iii) example 8 ただし本事例以下の図表は筆者が作成した。)

しかし、この取引は、タイプ C 組織変更及びタイプ D 組織変更に課された実質的に全部の要件を満たさない。これらの組織変更における実質的に全部の要件は、重要な資産（全部ではない。）の譲渡を要件とするが、組織変更に先立つ売却会社による処分と分配はその要件の判定において考慮されるので（不利に作用する 筆者注）、非課税組織変更の要件を満たさない (Gregg D.Lemein, Stewart R.Lipeles, and John D.McDonald〔2006〕, p.9)。

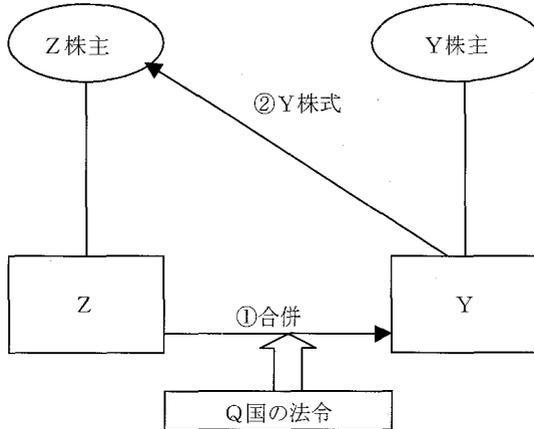
### 3. 外国法人の合併取引

冒頭で述べたように、旧規則では、合併取引はアメリカ合衆国、州、属領、若しくはコロンビア特別区の会社法に基づいて有効なものでなければならない（旧規則§1.368-2(b)(1)）と定めていた。そのため、外国の合併法制に基づいて外国法人間で合併が行われたときは、当該取引はタイプ A 組織変更には該当しなかった。しかし、新規則は合併取引の準拠法が外国法であっても、その取引が合併の定義を満たせばタイプ A 組織変更に該当することにした。

#### 事例4 外国の諸法令に準拠した取引

(i) 事実

図表3 外国法に基づく吸収合併



ZとYはQ国の法律に基づいて作られた事業体 (entities) であり、連邦所得税法上の法人に該当する。YはZを吸収合併する。Q国の法律によれば、取引の結果次のとおりとなる。Zのすべての資産と負債は、Yの資産と負債になる。Zの法的存在は実際に消滅する。

(ii) 検討

この取引はタイプA組織変更の要件を満たす。ただし、その取引はQ国の法令に準拠しており、取引の結果次のとおりとなるからである。すなわち、売却事業単位の結合事業体であるZのすべての資産と負債は、結合事業体であり取得事業単位の唯一のメンバーであるYの資産と負債になる。かつ、Zの法的存在は実際に消滅する。それゆえ、この取引は§368(a)(1)(A)に定義する制定法による吸収合併または新設合併に該当する (§1.368-2(b)(1)(iii) example 13)。

この取扱いは、取得会社がその親会社の株式を合併の対価として交付する、

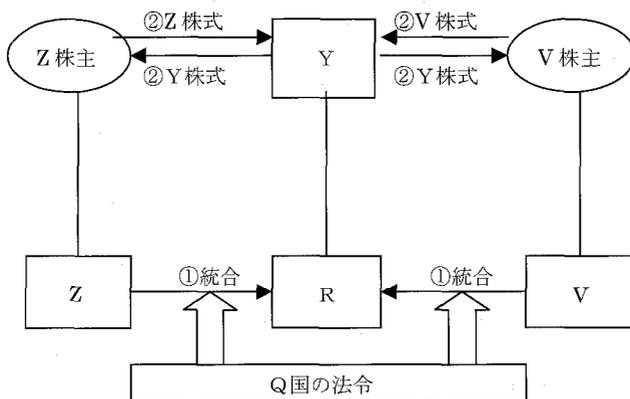
いわゆる三角合併 (the type A triangular reorganizations) においても同様に当てはまる。

事例5 親会社株式を使った外国法に基づく合体 (amalgamation) (注4)

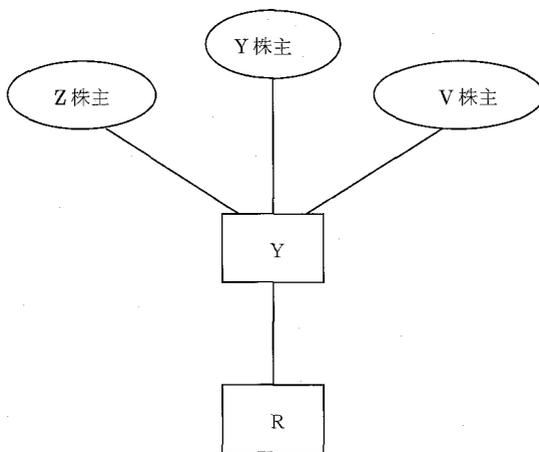
(i) 事実

図表4 統合取引

統合取引



統合後の形態



ZとVはQ国の法令に基づいて設立された事業体であり、連邦所得税法上の法人に該当する。ZとVはRに合体 (amalgamate) する。Q国の法律によれば、取引の結果次のとおりとなる。ZとVのすべての資産と負債は、その取引のために設立された事業体であり、かつ取引の直前においてはYの100%子会社であったRの資産と負債になる。ZとVの法的存在は実際に消滅する。その取引で、ZとVの株主は、Z株式とV株式をそれぞれY株式と交換する。

(ii) 検討

ZとVについては、この取引はタイプA組織変更の要件を満たす。ただし、その取引はQ国の法令に準拠しており、取引の結果次のとおりとなるからである。すなわち、ZとV(それぞれが売却事業単位の結合事業体)のすべての資産と負債は、R(結合事業体であり取得事業単位の唯一のメンバー)の資産と負債になる。かつ、ZとVの法的存在は実際に消滅する。取引直後においてYはRを支配しているので、Z株主とV株主は、§368(a)(2)(D)(三角合併の規定 筆者注)を適用して、取得事業単位の結合事業体である取得法人Rを支配している法人(すなわち親会社Y 筆者注)の株式を受け取ったものとみなされる。それゆえ、この取引はZとVからYによって支配されている法人Rへの制定法による吸収合併ないしは新設合併であり、§368(a)(2)(D)の適用がある§368(a)(1)(A)の組織変更(三角合併 筆者注)である (§1.368-2(b)(1)(iii) example 14)。

なお、この合体については、合体されるそれぞれの法人の存在が、合体のために設立された法人に引き継がれるので、合体される法人の法的存在が消滅するという要件を満たさないのではないかという疑問がある。これに対してIRSは、たとえ合併または合体される法人が合体する法人に引き継がれるという規定があっても、合体される法人の法的存在は消滅するという立場を取っている。それゆえ、新設合併ないし合体はタイプA組織変更の要件を満たす(新規則の前文 説明C参照)。

また、親会社株式が使用される新設合併ないし合体については、合併法人となる子会社は取引に際して設立されたものであり、取引の直前に子会社を支配

していないので、§368(a)(2)(D)の要件を満たさないのではないかという疑問がある。これに対して IRS は 368(a)(2)(D)の支配要件は取引の前後において満たす必要はなく、取引後に満たしていれば足りるとしている（新規則の前文 説明 C 参照）。

このように、外国法に基づく外国法人のタイプ A 組織変更が認められたことにより、外国法に基づく三角合併 (§368(a)(2)(D)) と逆三角合併 (§368(a)(2)(E)) の組織変更も認められることになった。この改正は重要である。けだし、今日の米国における非課税組織変更の大部分は、§368(a)(2)(D)、§368(a)(2)(E)の組織変更であり、米国外においても同様の事情であると思われるからである（Gregg D.Lemein, Stewart R.Lipeles, and John D.McDonald [2006], pp.10-11）

## おわりに

1935年の内国歳入法で、非課税の合併は制定法による吸収合併ないし新設合併と定義された。それ以来、旧規則は、制定法によるという意味を、アメリカ合衆国、州、属領、若しくはコロンビア特別区の会社法に準拠して有効である取引と解釈してきた。そのため、外国法に基づく合併はこの定義から除外された。

しかし、2006年1月に公表された新規則は合併の定義を変更して、外国法人の合併取引も、新規則で定める合併の定義を満たすものは、タイプ A 組織変更 に該当することを明らかにした。

そこで最後に、この改正がわが国企業の米国株主に与える影響に言及しておきたい。

わが国の会社法によれば、2007年5月1月から合併対価の柔軟化が認められる。すなわち、従来は合併の対価としては、合併法人の株式以外認められなかったのであるが、施行後は金銭等の他の資産の交付が認められる（会社法第749条 1項二号ホ、ただし、新設合併では金銭等の交付は認められない。）。また、吸

取合併で、合併会社が被合併会社の株主にその親会社の株式を交付する場合には、その親会社の株式を合併会社が取得できる（会社法第800条）。これにより、国内の会社同士のみでなく、外国の親会社の株式を交付してわが国企業を取得する三角合併が可能になる。

わが国における合併の効果（注5）は、米国の新規則に定める、1）被合併会社の資産と負債の全部が合併会社に譲渡され、かつ、2）被合併会社の法的存在が消滅する。という合併の定義を満たす。そのため、わが国会社法に準拠して行われた合併が、持分の継続性の要件等の基本的要件ないしは§368(a)(2)(D)の三角合併の要件を満たす場合には、被合併会社の米国株主は、合併交付金を除いて、受け取った対価に係る米国連邦所得税の課税を繰り延べることができる（注6）。

かくて、米国の投資家によるわが国企業への投資意欲はいつそう促進されるものと期待される。

## 注記

(1) 親会社の株式を取得対価として交付する合併の非課税要件は次のとおりである。

①三角合併 (the type A forward triangular mergers)

取得会社がタイプ A 組織変更に該当する取引で、売却会社の資産の実質的に全部を取得し、取得対価として親会社の株式を交付する (§368(a)(2)(D))。

②逆三角合併 (the type A reverse triangular mergers)

取得会社がタイプ A 組織変更に該当する取引で、売却会社に吸収合併され、売却会社が売却会社の資産と取得会社の資産の実質的に全部を保有し、取得会社の親会社はその議決権株式との交換に売却会社の支配を取得する (§368(a)(2)(E))。

それぞれの取引の非課税要件の詳細については次の文献を参照のこと。鈴木孝一稿「アメリカにおける三当事者間の組織変更の税務」経営総合科学（愛知大学経営総合科学研究所）第77号 2001年9月、97-124頁

(2) 内国歳入法施行規則は、この3つの基本要件に関して、次のように記述している。

### ①事業目的の要件

組織変更の規定の目的は、事業の緊急性(exigencies)に基づく法人形態の再編(readjustment)を非課税にすることにある (§1.368-1(b))。

### ②持分の継続性の要件

持分の継続性は、実質的に、売却会社の所有主持分 (the proprietary interest) の大部分が、組織変更で引き続き保有されることを要求する (§1.368-1(e)(1))。

### ③事業継続性の要件

事業継続性の要件は、取得会社が売却会社の従前事業を継続するか、または大部分の売却会社の事業用資産を事業に使用することを要求する (§1.368-1(d)(1))。

なお、持分の継続性の要件及び事業継続性の要件については次の文献を参照のこと。

鈴木孝一稿「米国の組織変更における持分の継続性の要件」経営総合科学 第72号 1999年2月、131-146頁、鈴木孝一稿「米国の組織変更における事業継続性の要件」経営総合科学第72号 1999年9月、101-119頁

(3) 新規則は、DREのその他の例として、適格な不動産投資信託(REIT)の子会社 (§856(i)(2)に該当する。)である法人 (§301.7701-2(b)で定義する。)、と適格なS法人の子会社である法人 (§1361(b)(3)(B)に該当する。)(§1.368-2(b)(1)(i)(A))を挙げる。

(4) 合体 (amalgamation) は、たとえばカナダ法の下で、事業体を統合する (combine) ために利用される。合体では2つの法的実体 (legal entities) が新たな1つの法的実体になる。どちらの法的実体も取得会社又は売却会社とならない。むしろ、どちらの法的実体も合体された法的実体の一部として存続する (Gregg D. Lemein, Stenart R. Lipeles, and John D. McDonald [2006] p.10)。

(5) わが国会社法における合併の効果は次のとおりである。

「合併の発生と同時に、存続会社を除くすべての会社 (吸収合併の場合) あるいはすべての当事会社 (新設合併の場合) は解散し、新設合併の場合には、新会社が成立する。(中略) また、権利義務の一括承継が生じ、消滅会社の清算は不要である (引用文中の根拠条文の記載は省略した 筆者注)。」(弥永真生著『リーガルマインド会社法第10版』有斐閣 2006年 388-389頁)

(6) 米国株主が所有する被合併会社の株式の売却益は、わが国では課税されない (日米租税条約第13条7) 。また、非適格企業組織再編により生じる「みなし配当」 (所得税法第25条) は、日米租税条約第10条6の「配当」の定義に含まれる (阿部泰久著『完全ガイド新日米租税条約のすべて』清文社 2005年 87頁)。そのため、米国株主が受け取る「みなし配

当」の額については、その持株比率に応じて、免税となるか、または5%、10%の税率で課税される（日米租税条約第10条2，3）。

注)

- Boris I. Bittker and Lawrence Lokken [2005], *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts 2005 Cumulative Supplement No. 3 Text*, Warren Gorham & Lamont
- Gregg D.Lemein, Stewart R.Lipeles, and John D.McDonald [2006], *New Regulations Dramatically Expand Opportunities For Taxpayers Seeking to Structure International Reorganization*, *Taxes-the Tax Magazine*, May 2006, pp.5-14
- John K. McNulty [2004], *The Basic Theory of the Federal Income Taxation of Corporate Reorganization in the United States*, 租税法学会『組織形態の多様化と所得課税』 租税法研究第30号 pp186-216、赤松 晃訳『米国における企業組織再編に係る連邦所得税の基礎理論』租税研究 2004年2月号 69-92頁
- Mark J. Silverman, Lisa M. Zarlenga, and John J. Giles [2005] *Proposed regs would permit cross-border 'A' reorganizations for first time in 70 years*, *Tax Note*, May 16, 2005 pp.881-888
- Reginald Mombrun and Gail Levin Richmond [2006], *A Complete Introduction to Corporate Taxation*, Carolina Academic Press
- Robert A. Rizzi [2002], *Mergers into Tax Nothings : The Service Sees The Light*, *Corporate Taxation*, March/April 2002 pp.23-27
- Steven A. Bank, [2001], *Transactional "A" Train? Foreign Mergers Under Section 368(a)(1)(A)*, *The Tax Lawyer* Vol.54, No.3 (Spring 2001), pp.555-576